



# 埼玉県報

第 2884 号  
平成 29 年(2017 年)  
3 月 21 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）
- 衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

### 告示

- 救急病院等の申出（医療整備課）
- さいたま都市計画公園事業の事業計画の変更の認可（公園スタジアム課）
- 二級建築士の免許取消し（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

## 規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十二号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第二十一条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第二号中「第二十一条第三号」を「第十五条第三号」に、「卓上スタンド用けい光灯具」を「卓上スタンド用蛍光灯器具」に改め、同項第三号中「第二十一条第四号」を「第十五条第四号」に改め、同項第四号中「第二十一条第十号」を「第十五条第十号」に改め、同項第五号中「第二十一条第十一号」を「第十五条第十一号」に改め、同項第六号中「第二十一条第十六号」を「第十五条第十六号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第十三号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（四）中「ウ砒素」を「ヒ素」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 アソモニア態窒素は、水道法（昭和32年法律第177号）の水質基準の項目ではなく、し尿汚染の指標として位置付けられている。

「 <small>ウ</small> ジクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> ジクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> ジクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> トリクロロ酢酸」を
0.2 mg/0以下	0.03 mg/0以下	0.03 mg/0以下	0.04 mg/0以下
を	を	を	を
「 <small>ヒ</small> トリクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> トリクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> トリクロロ酢酸」を	「 <small>ヒ</small> トリクロロ酢酸」を
0.03 mg/0以下	0.03 mg/0以下	0.03 mg/0以下	0.03 mg/0以下
に改める。	に改める。	に改める。	に改める。

「 <small>ヒ</small> 水 源 の 名 称」			
0.1 mg/0以下	0.1 mg/0以下	0.1 mg/0以下	0.1 mg/0以下
を	を	を	を
「 <small>ヒ</small> フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）」を	「 <small>ヒ</small> フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）」を	「 <small>ヒ</small> フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）」を	「 <small>ヒ</small> フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）」を
0.08 mg/0以下	0.08 mg/0以下	0.08 mg/0以下	0.08 mg/0以下
に改める。	に改める。	に改める。	に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月21日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

### 埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第23条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

第50条第 8 号中「東京オリンピック・パラリンピック警備対策室」を「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警備対策室」に改める。

第63条の 3 の見出しを「（オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警備対策室）」に改め、同条第 1 項中「東京オリンピック・パラリンピック警備対策室」を「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警備対策室」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「東京オリンピック・パラリンピック警備対策室」を「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警備対策室」に改め、同項各号中「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の次に「及びラグビーワールドカップ2019」を加える。

### 附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第三百二十八号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十九年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
堀ノ内病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	平成三十二年三月十九日
医療法人社団草芳会三芳野第2病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番地十六号	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右
医療法人一成会さいたま記念病院	埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西百九十六番地	同右
医療法人財団ヘリオス会	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番地の一	同右
ヘリオス会病院	埼玉県桶川市大字坂田千七百二十六番地	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右
大谷整形外科病院	埼玉県所沢市上新井二丁目六十一番地の十一	同右
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県入間市大字宮寺二千四百十七番地	同右
小林病院	埼玉県秩父市和泉町二十番	同右
医療法人花仁会秩父病院		同右

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第三百八十八号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 事業施行期間

平成二年十一月二十日から平成三十四年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年三月十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

高橋 利行

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二七四三四号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号による

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十九年 四月二十日午 後一時三十分	有限会社オー クリエイト	大川内叔久	埼玉県三郷市三郷二 丁目2番地19サク セスビル三〇二

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年三月八日

指令越建セ第二八〇〇二六一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年三月十五日

越建セ第四八〇―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目三百一番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美